

事務所便り

平成28年5月号
平成28年5月20日

税理士法人 鎌田総合事務所
鎌田公認会計士事務所

公認会計士 鎌田直善
税理士 鎌田ふくみ

安倍首相が、平成29年4月に予定していた消費税率10%への引き上げを見送る方針を固めたようです。5月26、27日の主要国首脳会議（伊勢志摩サミット）の前後に正式に表明する模様です。予想に難くない軽減税率導入時の混乱も一時先送りでしょうか。

先日、日本公認会計士協会の全国研修の講師をしてきました。といっても、ネット研修なので、秋葉原のスタジオでの録画取りです。聞く人のいないところで、カメラに向かって講演するのは初めてで、どうなることやらと思いましたが、一応、話すべきことは話して、予定の2時間ぴったりで終われました。ほっと一息でありました。

1. 消費税増税の延期について

公認会計士 鎌田 直善

来年4月予定の消費税増税が延期されるとの観測がでています。道南経済は未だ良くなったとはいえない状況ですので、延期となれば一息つける感じです。

延期の理由としては、九州の地震災害への配慮などが挙げられていますが、実質的には、前回の消費税増税（平成26年4月。5%から8%へ）のあと、予想以上に景気が悪化したことによる路線修正があると考えられます。

ここしばらく、「失われた20年」などといわれるデフレが続いてきました。「持続的なデフレは現代経済にとって極めて破壊的となりえます」（後述 バーナンキ著書）。

経済学でフィリップ曲線というものがあります。インフレ率と失業率が逆相関関係にある（右下がりの曲線グラフになる）という法則です。ある程度インフレ率が高ければ失業率が低くなるが、逆に、インフレ率が低ければ失業率が高くなることを示す法則です。

したがって、景気回復にはデフレ脱却が最重要課題となります。

○ デフレ脱却のための経済政策とは

デフレ脱却のためには、中央銀行が政策金利を引き下げるとというのが伝統的な金融政策です。しかし、<ゼロ金利の状況では、金利引き下げは効果がないし、有効な金融政策は、その他にも存在しない>とする学者もあり、デフレ脱却のための思い切った金融政策は打たれないできました。ところが、90年代に米国プリンストン大学のバーナンキ教授（後の米国連邦準備制度理事会議長）等が、「中央銀行が市中にマネーを追加供給すること（金

融の量的緩和)により、デフレを脱却できる」とする経済学理論を提唱しました。日本では、リフレといわれる理論で、アベノミクスの旧第一の矢は、これを政策化したものです。

○ なぜ、金融の量的緩和が、デフレ脱却につながるのか

中央銀行が、「円」を増刷して民間銀行にマネーを供給すると、市中に「これは将来インフレ気味になるな」という予想(or 期待)が生じます。これを期待インフレ率といいます。ところで、皆さんも、「先々インフレになれば、借入金返済の負担が実質的に楽になる」という感覚は納得いただけるでしょう。つまり、実態的な債務の負担は、契約上の表面利率（名目金利といいます）ではなく、インフレ率を差し引いた実質ベースの利率（実質金利といいます）であるということです。これを算式で表せば、

$$\text{実質金利} = \text{名目金利} - \text{期待インフレ率}$$

となります。つまり名目金利が 0 になっても、実質金利は下がりうる(マイナスに)ということですが、

消費や投資が増えるか否かは、名目金利ではなく、実質金利によって左右されますから、期待インフレ率を上げ、実質金利を下げる事ができれば、消費や投資が増加するということとなります。このあとは、伝統的な経済学が教える通りで、以下のルートをとって景気が回復します。

- ☆ 実質金利低下 → 株価上昇 → 消費増加 → 景気回復
- ☆ 実質金利低下 → 円安 → 輸出増加 → 景気回復
- ☆ 実質金利低下 → 設備投資増加 → 景気回復

以上が、金融の量的緩和によって、デフレを脱却し、景気回復ができるという、バーナンキ等の経済理論であり、アベノミクスの旧第一の矢の理論的背景です。

なお、「穏やかなインフレ」が、ある日、ハイパーインフレになるのではないかという懸念については、そもそも、中央銀行が民間銀行に預ける資金（「日銀預け金」といいます）を増加させたから、インフレ気味になるのであって、インフレ率が高くなったら、この資金を絞ることは即座にできます。

○ 量的緩和から、景気回復までのタイムラグ

ところで、金融の量的緩和をしてから、実際に消費や投資が盛り上がるまで、理論上は、2~3年程度を要するとされています。景気が回復する前に、金融緩和を取りやめると、もとのデフレに戻ってしまいかねません。消費税増税などにより、消費が低迷するのも、この回復過程を長くする要因となりえます。

前回の消費税増税が、予想よりも景気回復に水を差したという反省があるのではないかと、それが今回の再延期の背景にあるのではないかと申し上げた所以です。

以上述べた経済理論が正しいとすると、いま大事なのは、景気が回復してくるまで、金融の量的緩和を維持すること、となります。

○ 量的緩和・リフレ政策の維持

「失われた 20 年」といいますが、この間、我が国の経済成長率は、先進国の中でも飛び離れて低い数値となっています。ということは、いま 20 代の方は、穏やかなインフレ

の中で、経済が成長していき、給与が少しずつ上がっていくという体験を生れてから一度もしたことがないということです。将来を担う若い人たちに、「景気がいいから、ついお財布のひもが緩んだ」という体験が一度もなかったとすれば、これは考えてみれば恐ろしいことです。

バーナンキは、2002年の講演で、「なぜ日本はデフレを終わらせられないのかという疑問」について、「政策手段の欠如というよりも、むしろ政治的な制約が原因」といつています（前掲の著書）。

繰返しになりますが、デフレ退治が終わり、経済が緩やかな成長を回復するまで、金融の量的緩和を維持することが、これからの日本経済にとって死活的に重要ということになります。

ところが、わが国では、このリフレ経済理論があまり知られていません。そもそもインフレというと、物価が上がることでですから、何か悪いことのような気がしますし、マイナス金利というと異常な事にも思え、悪い印象がもたれかねません。

つい先日、テレビニュースで、「マイナス金利の影響で、上場企業の数社において、従業員の「退職費用」が増大し、その結果、多額の赤字決算となる見込み」であると報じられていました。この報道だけでは、「マイナス金利という異常事態」のために「企業の経営が悪化した」と受け取られる恐れもあるでしょう。

実は、これは、会計基準に従って計上する「退職給付引当金」算定のための「割引率」が低下したために、「退職給付費用」が増加し、そのために一時的に赤字決算になったということです。国債を保有していて、決算時に市場金利が上がれば、評価損が出るというのと同じことにすぎません。

上記のような報道は、一国の経済政策とその背景にある経済学上の理論と、評価損の計上など会計基準上の理論とを、混同したものとわざるを得ないでしょう。会計のプロとしても、怒りを感じるというのが正直なところです。

今後10年20年の我国の経済の行く末を考えると、経済学上の理論によって導かれる経済政策上の議論と、その他の領域の理論（会計など）とを混同しないこと、さらに、理論上の議論と、それぞれの立場・利害を混同しないこと、そして、必要と考えられる政策は、真摯に実行し続けることを、心から願ってやみません。

2. 建物附属設備・構築物の償却方法の見直しについて スタッフ 安藤 光徳

平成 28 年度の税制改正により、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得をする建物附属設備及び構築物の償却方法が「定額法」に一本化されることになりました。

従来は、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物について、定額法が法定償却方法でした。今回の改正で電気・ガス設備等の建物と一体となって整備される建物附属設備及び塀・舗装道路等の長期的に使用される構築物についても定率法が廃止され、定額法が法定償却方法となります。なお、機械装置、車両運搬具などの他の有形固定資産の償却方法に変更はありません。

資産区分／取得時期	～H24. 3. 31	～H28. 3. 31	H28. 4. 1～
建物	定額法(※)		
建物附属設備、構築物	定額法又は 250%定率法(※)	定額法又は 200%定率法(※)	定額法(※)
機械装置、車両運搬具			定額法又は 200%定率法(※)
工具器具備品、船舶			定額法又は 200%定率法(※)

(※)は法定償却方法（たとえば、機械装置は定額法又は200%定率法のいずれかを選択できますが、届出が必要です。届出のない場合は定率法で償却します）

定率法は前半に減価償却費が多く発生し、後半になるにつれて償却費が減っていきます。定額法は毎期、一定の減価償却費が発生します。

どちらの方法でも耐用年数が経過するまでの償却費の合計額は同じですが、取得初年度では償却方法によって償却費が大きく変わってきます。

<具体例>

電気設備、ガス設備、給排水設備・・・建物附属設備 耐用年数 15 年

取得価額 1,000,000 円

(200%定率法) 償却率 0.133 1年目償却費 133,000 円

(定額法) 償却率 0.067 1年目償却費 67,000 円

取得1年目では従来の定率法に比べると、償却費が約1/2になります。

詳しくはスタッフにご相談ください。

営業時間等のお知らせ

土・日・祝日が定休日です。12月～5月の営業時間は9:00～18:00です。

バックナンバーは、<http://www.kamada-cpa.jp/>でご覧いただけます。